

## 研究ノート

### 大東文化大学の社会貢献活動の拡充について

大東文化大学法学部政治学科  
東 田 親 司

#### はじめに－教育基本法等の改正－

第1次安倍内閣における教育基本法の全面改正（2006.12.15成立）により、大学に関する規定が新設（第7条）され「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探求して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」とのこととされた。

この規定は、法改正に至る少し前の2004.1.28付の中央教育審議会の答申「我が国の高等教育の将来像」において、「大学は教育と研究を本来的使命としているが、同時に、大学に期待される役割も変化しつつあり、現在においては、大学の社会貢献（地域社会、経済社会、国際社会等広い意味での社会全体の発展への寄与）の重要性が強調されるようになってきている。…大学の『第三の使命』としてとらえていくべき時代となっているものと考えられる」との提言を受けて法改正がなされたものである。なお、同時に学校教育法も改正され、同法第83条の大学の目的の規定が、教育基本法とほぼ同趣旨の文言に改正されている。

教育基本法改正法案の審議過程では、当時の小坂文部科学大臣は、大学に関する規定を新設した理由を問われて、「大学は教育と研究を一体として行っておりまして、そして社会とのかかわりにおいても、その貢献が求められていること…から、大学の果たす重要性の高まりとその特性を踏まえて、大学について特に規定をおくこととしてございます。」と答えている（2006.5.

31衆議院教育特別委員会)。

ところで、こうした経過で規定された社会貢献の内容や社会貢献のあり方については法規定上とくに説明はなされていない。

教育基本法第7条でいう「高い教養と専門的能力を培う」のが教育に該当し、次の「深く真理を探求して新たな知見を創造し」が研究に該当すると考えられるが、「これらの成果を広く社会に提供する」とはどういうことを期待し、奨励しようとしているのかについては、それぞれの大学・教員等の判断に委ねているものと解せられる。

中央教育審議会が「第三の使命」と位置付けたのにかかわらず、どういう内容の活動をどの程度行なえば大学の使命を達成したことになるのかについて何らの指針等もないこともあって、「社会貢献」は、訓示規定や努力規定とみなされやすい面をもっているところに、多くの大学での社会貢献活動が進展しない要因の一つがあると考える。

また、従来からの使命である教育は、社会に有用な学生を育成することを通じて、また研究は、新たな知見の創造を通じて、どちらも、社会に貢献することとなることから、第三の使命として特段の活動をしていなくても、教育や研究を行えば結果的に社会貢献をしていることになるという考え方も出来るところが、第三の使命の積極的な遂行を鈍らせてきたことも否めない。教育基本法や学校教育法の規定は、教育や研究を通じた結果的な社会貢献を求めているのではなく、積極的な第三の使命としての社会貢献を求めているのは言うまでもない。

法改正後まだ10年がたっておらず、各大学とも手探りの状態で活動の幅を広げつつあるとみられるが、本学でも他大学の例を参考にしつつ、また地元自治体をはじめとする周囲の関係者の声もききながら、本学らしい第三の使命を果たす道を模索していくかなければならないと思う。

本稿は、筆者が、本学地域連携センター所長としての3年間に把握した情報や体験から、大東文化大学の社会貢献活動の実態を説明しつつ今後の本学

の第三の使命の遂行に関して、目指すべき方向とそのための方策を模索してみたものである。

## 1 文部科学省の「地（知）の拠点整備事業」と本学の「地域志向活動基礎調査」について

### （1）「地（知）の拠点整備事業」と「地域志向活動基礎調査」の実施の経緯

文部科学省は2013年度～2014年度において、「地（知）の拠点整備事業」と称する社会貢献活動を奨励するための国公私立大学への補助事業を行うこととなり、その説明会が全国の大学を対象にして2013年度当初に行われた。同事業では、対象となる活動を3区分し、それらの活動を積極的に行う大学に対して1大学あたり年間5000万円以上の助成を行うこととされた。18歳以上人口の減少に伴う大学淘汰時代を迎える、大学への助成（国立の場合は運営費交付金）を、学生数等の外形的な指標に基づいて配分する伝統的な助成から、社会貢献という改革努力をする大学に助成することでその体質改善を誘導しようとする狙いがあるものと見られた。

3区分とは、教育面の活動：「地域に関する学習」「地域が求める人材を育成」など、研究面の活動：「地域課題解決の研究実施」「研究成果還元」「技術指導」など、社会貢献面の活動：「子供の学び支援」「高齢者・社会人学び直し」「商店街活性化」などであり、これらの活動の対象地域は、大学のすべてのキャンパスが所在する基礎的自治体、または広域的自治体とするものであった。これを本学に当てはめた場合、東京都、板橋区、埼玉県、東松山市での活動が対象となる（信濃町キャンパスが所在する自治体は除外）。

本学の執行部側からは、「地（知）の拠点整備事業」への助成申請が2013年度からできないか検討を指示されたが、2013年度の申請期限が迫っていたことから同年度の申請は断念し、2014年度の申請可能性を念頭に、まず本学の対象地域にかかる教育面、研究面、社会貢献面での活動を統一的に把握するための調査（以下「地域志向活動基礎調査」という）を行うことから検討

作業を開始した。調査は、学務部から全学部・法務研究科に通達されたが、集計は、統一的視点から行う必要性があるため担当副学長と相談しつつ筆者一人で行った。

## （2）地域志向活動基礎調査の結果

地域志向活動基礎調査は、2013年5月～6月にかけて、統一した調査表の下で、上記3区分の活動に該当するものを全学部と法務研究科に報告してもらうこととした。教員自身の活動だけでなく、他の教員や学生が行っているものでも知っているものは報告してもらうこととした。対象地域に関しては、本調査ではキャンパス所在自治体に限定せずに3区分の該当可能性のある活動のすべてを報告してもらうこととした（ただし、研究面の活動のうちの研究成果還元の一つである各種審議会委員等についてだけは多くの該当活動があることが想定されたので、それだけは東京都、板橋区、埼玉県、東松山市の4自治体に限定して記載を依頼した）。

報告のあったのは、文学部日本文学科、同教育学科、同書道学科、外国語学部中国語学科、法学部法律学科、同政治学科、国際関係学部国際関係学科、同国際文化学科、経営学部企業システム学科、環境創造学部環境創造学科、スポーツ健康学部スポーツ科学科、同健康科学科、法務研究科の13学科・研究科であった。経済学部をはじめとするいくつかの学部・学科からは報告がなかった。学部長会議に報告した際に、未報告の部署に対して該当活動がないのか再点検を依頼したが、その後の追加報告もなかった。

各部署からの報告内容に加えて、地域連携センターがすでに予算化したり（オープンカレッジや自治体との共同研究等）、すでに把握済みの全学的規模の地域志向活動を加えた結果、全体活動数は206活動あったが、報告を求めなかった国等の行政機関の審議会等委員の活動が含まれていたので、これらを除いた報告対象内活動数は189活動であった。189活動の、学部別、三活動区別に集計した結果は表1のとおりである。学部別の活動構成比では、学

生等による活動を除いた177活動を分母にして比率を計算してある。

表1 学部別の地域志向活動集計表

区分		文学部	経済学部	外国語学部	法学部	国際関係学部	経営学部	環境創造学部	スポーツ健康学部	法務研究科	学生等	合計
活動数	教育面	2			3	1		12		2		20
	研究面	2	2	1	12	21	1	17	2			58
	社会貢献面	11	2	3	3	23	2	39	9	7	12	111
	計	15	4	4	18	45	3	68	11	9	12	189
学部別活動構成比%		8.5	2.3	2.3	10.2	25.4	1.7	38.4	6.2	5.1	—	100 (177)
(参考) 教員構成比%		23.7 (82)	11.9 (41)	14.2 (49)	11.0 (38)	10.1 (35)	10.4 (36)	5.5 (19)	10.4 (36)	2.9 (10)	—	100 (346)

(注1)「学生等」欄の内訳は、学生のみによる活動8、東洋研究所等による活動4である。

(注2) 経済学部、外国語学部、経営学部の数値が少ないので、これらの学部からの報告がなかったものの、オープンカレッジ講師等の全学的活動を計上したことによる。

(注3) 教員構成比は2012年度版「学園の現況」による。

(注4) 「教育面の活動」の典型的な例としては、ゼミ単位でのボランティア活動、フィールドワーク活動等に単位を与えるものがある。「研究面の活動」の典型的な例としては、板橋区との共同研究（地域デザインフォーラム）、板橋区や東松山市等の各種審議会委員などがある。「社会貢献面の活動」の典型的な例としては、オープンキャンパス講座の講師、地域の催事での運動指導などがある。

(注5) 本集計表の元となった地域志向活動基礎調査総括表（未定稿。2013.8.30学部長会議報告）は、地域連携センターに保存してある。

まず活動性格別に見ると、教育面の活動20件、研究面の活動58件、社会貢献面の活動111件となっており、教育面の活動が少なく、社会貢献面の活動が6割近く（58.7%）を占めているのが特徴である。学生の活動を除いた177活動を分母にして学部（研究科）別活動数の構成比順位を見ると、環境創造学部38.4%、国際関係学部25.4%、法学部10.2%などの順位となっており、環境創造学部と国際関係学部の活動が比較的多い。

逆に活動構成比の低い学部（報告のなかった学部、あるいは報告対象を限

定的に受け取った学部)は、経営学部1.7%、経済学部2.3%、外国語学部2.3%などである。

表1の最下欄に記載した2013年5月1日付の専任教員数の構成比と対比すると環境創造学部の活動数は専任教員構成比の約7倍、国際関係学部は約2.5倍、法務研究科約1.8倍などとなっている。文科系総合大学という性格の本学でも、とくに環境創造学部は社会貢献活動になじみやすい教育・研究内容になっていることがうかがわれる。専任教員構成比に比べて活動構成比が低い文学部(とくに日本文学科、中国学科、英米文学科、教育学科)、経済学部、外国語学部、法学部法律学科、経営学部などは、社会貢献活動になじみづらい面や未報告による要因もあろうが、今後の社会貢献活動の拡充の余地が大きいと思われる。なお、表1では省略したが、活動を対象地域別に見ると、大学所在の板橋区・東松山市・信濃町駅舎内の活動が80件、近接地域(練馬区等)の活動が27件、それ以外の地域の活動(全国レベルや遠方の自治体等)が82件となっていた。

今回の地域志向活動基礎調査の結果からは、本学での地域志向活動の活性化を推進するためには次の3点が課題と考え、執行部の会議や学部長会議で報告した。

- ・今後は、とくに教育面、研究面の活動の増加が課題である。
- ・教育面の活動の増加にあたっては、環創学部、政治学科、法務研究科、国際関係学部のように単位の付与を明確にして科目を設定することが望まれる。
- ・研究面と社会貢献面の活動を詳細にみると、特定の教員が多くの活動を実施しているのが分かる。環創学科では、比較的多くの教員が地域志向活動に参画している状況が見られたが、それ以外の学部・学科では特定教員に依存しており、今後は幅広い教員の参画を図ることが課題である。そのためには地域志向活動に参画・協力する教職員に対して、なんらか

のインセンティブの付与を検討することが望まれる（この点に関する提案については後述する）。

- ・これらの改革推進のためには、学長等が中心となって全学的な地域志向活動の推進体制を早急に整備することが望ましい。この体制を整備して、個々の学部・学科ごとに、問題点や課題を提示したり相談に対応したり、また毎年の改革改善状況を点検し評価して指示しっぱなしにならない工夫も必要である。

### （3）「地（知）の拠点整備事業」への対応

上述したように、本学で最初に実施した地域志向活動基礎調査の結果に基づき、「地（知）の拠点整備事業」への対応を執行部と協議したが、次の2点の理由から2013年度に続き2014年度の助成事業への申請も断念した。

- ①地域志向活動基礎調査の集計結果（表1）に見られたように、地域貢献に対する全学的な対応にはかなりの濃淡があり「地（知）の拠点整備事業」が期待する全学的な取組体制を早急に整備することは困難なこと
- ②とくに「地（知）の拠点整備事業」の要件となっている地域の政策課題の学習（単位付与）を全学部で必修科目とする見通しがたたないこと、また地元自治体から本学へ財政的な支援を行うという要件についても、そのような関係には至っていないこと

「地（知）の拠点整備事業」ではとくに、キャンパスが所在する自治体との緊密な連携が求められている。2013年度に同事業で採択された8つの公私立大学の例を、参考までに紹介すれば次のとおりである。

表2 「地(知)の拠点整備事業」で採択された事例

事業名	連携自治体	主な事業内容
東北公益文化大学 地域力結集による人材育成と複合型課題の解決 一庄内モデルの発信	山形県、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町	①地域課題に対応してカリキュラムを再編 ②地域リーダーを育てる体系的な教育プログラムを開設 ③地域課題を解決するプラットフォームとその成果を体系化する学会を設置 ④産学官民及び一般市民のパートナーシップにより「課題解決アクションプロジェクト」を実施 これらの活動を映像としてアーカイブ化し地域課題解決の「庄内モデル」として発信
東海大学 To-Collabo プログラムによる全国連動型地域連携の提案	札幌市、伊勢原市、平塚市、秦野市、大磯町、静岡市、熊本市、南阿蘇町	①全国にキャンパスが広がる本学ならではの「全国連動型地域連携活動」を柱に、「地域特有の問題、共通課題を各キャンパスの学部、学生、研究者が共有し協力して解決策を見出す」 ②この活動を通じて「大学共通教養科目の改革」を教育改革計画の中心に据え、地域連携を前提とした「パブリックアチーブメント型教育」(若者が社会活動を通じて市民性を獲得していく実践のための組織と学習プログラム)を取り入れた全学的なカリキュラム改革と組織改革を実行 具体的には地域の共通課題(生活の充実、多世代交流、地域魅力の発信自然環境を守る)とそこから想定される四つの計画(地域デザイン計画、ライフステージ・プロジェクト計画、観光イノベーション計画、エコ・コンシャス計画)をテーマに解決策を探り、学生に考え方行動する教育機会を提供し、社会に貢献できる人材を輩出するための教育・研究プログラムを設定する
杏林大学 新しい都市型高齢社会における地域と大学の統合知の拠点	三鷹市、八王子市、羽村市	3市と連携し本学4学部(医学部、保健学部、総合政策学部、外国語学部)の教育研究資源を动员し「杏林Center for Comprehensive Regional Collaboration」を構築し、拠点としてJR三鷹駅前に「杏林C R C研究所」を設置する。同研究所では、「都市型高齢社会の健康と安心」を主題に、学生と地域関係者が共に学ぶ「生きがい創出」、退職団塊世代の「健康寿命延伸」、大規模自然災害に備える「災害に備えるまちづくり」にとりくみ、三鷹市から始めて次に八王子市、羽村市にも成果を反映していく。3テーマのための「ウェルネス科目群」を4学部に設置し、学生だけでなく地域関係者も受講可能とし、PBL型の演習やボランティア・インターンシップを行う。

			また、杏林C R C研究所を軸として、「杏林C R Cラウンドテーブル」を設けて自治体・商工団体・NPO法人等と地域課題を協議する場とし、「杏林コモンズ」を設けて生涯学習の場等とする。
芝浦工業大学	「まちづくり」「ものづくり」を通した人材育成事業	江東区、港区、埼玉県、さいたま市	キャンパス立地の4自治体を中心とした「地」に役立てるべく、「まちづくり」「ものづくり」の観点から7つのプロジェクト（不明）を立ち上げる。それぞれのプロジェクトでは地域の抱える課題を抽出・分析し、その解決を図るプロセスをPBLとして教育課程にも組み込む。「まちづくり」はシンポジウムや成果報告会、「ものづくり」は製品化・事業化の形で地域に還元する。教育・研究・社会貢献（イノベーション）を三位一体で推進することで教学理念の「社会に学び社会に貢献する実践方技術者の育成」の達成を図る。
松本大学	地域社会の新たな地平を拓く牽引力、松本大学	松本市ほか12市町村	（概念図のみ）総合経営学部、人間健康学部、学生自主活動などの多様な地域連携COC窓口を地域連携戦略委員会の下に統合。「ひとづくり」としては若者の地元定着、地域づくりのための人づくり、「まちづくり」としては高令化社会対応のための買い物弱者支援・商店街活性化、子育て対応のための福祉のまちづくり、地場産業振興、防災災害対策支援、「健康づくり」としては高齢化対応の運動処方、食による健康生活支援など
名古屋学院大学	「地域の質」を高める「地」域連携・「知」識還元型まち育て事業	名古屋市、瀬戸市	「地域商業＝商店街活性化、地元産ブランド食材の開発等」「歴史観光＝PBL型授業の拡充による歴史資源の活用、英語による世界への情報発信と学生ガイドの育成等」「減災福祉＝健康運動教室を巻き込んだ多世代交流等」の三つのまちづくりアプローチをめざす。地域三者の連携体制、三位一体型地域還元手法、段階発展型カリキュラムを手段とし、教育（例：専門科目を28から84へ）、研究（例：地域との共同研究を12から28へ）、社会貢献（例：生涯学習講座を10から20へ）に「知」の拠点整備に向けた数値目標を設定する。
園田学園女子大学	<地域>と<大学>をつなぐ経験値教育プログラム	尼崎市	尼崎市、同商工会議所と連携して「健康づくり」「学校教育」「生涯学習」「子ども・子育て支援」の分野で問題解決に取り組む。組織面では、学長のリーダーシップのもとで「地域連携推進機構」を設置するとともに行政機関等との「統括会議」を通じて調整を行う。学生も「学生地域連携委員会」を設置する。教育面では地域志向課目「大学の社会貢献」を尼崎市とともに共同開講し、その上で「健康づくり」「学校教育」「生涯学習」「子ども・子育て支援」の4つを主テーマとした演習科目「つながりプロジェクト」を新設する。

広島修道大学	イノベーションブリッジによるひろしま未来協創プロジェクト	広島県、広島市	(HP上では学長室総合企画課から次の説明のみ)本学がステークホルダーとつながりながら、広島の地域資源に新しい価値を創出して発信する姿勢、本学が地域イノベーターの育成を担い、大学知を提供するシンクタンクとしてさらに機能する姿勢が高く評価された。今後さらに他の自治体、経済団体等とも連携をすすめる。
--------	------------------------------	---------	---

(注) 採択された大学のホームページから筆者が要約した。

上述した採択された大学の事業概要からみて、次の3点が採択されるための共通した不可欠の要素ではないかと考える。

- ①社会貢献を全学的に推進していくための体制が整備されていること。その体制は、学長のリーダーシップと学部等を越えた総合調整機能、学外との連絡調整にかかる一元的組織機能などが十分発揮されるように工夫されていること
- ②教育、研究、社会貢献の3分野の活動が、当該大学の特色をふまえつつ一つのテーマの下で体系化されていること。また学内のすべての学部が参加して統一テーマの下で、体系化されたいくつかのサブプロジェクトに参画していること
- ③地域課題等を学生に教育するためのカリキュラム編成、科目群新設等がなされていること。

また、「地（知）の拠点整備事業」に関する文科省の採択結果（2013年度）の公表資料では、「地（知）の拠点整備事業」選定委員長の所見がつけられているが次の点が強調されている。

- ①「採択された52件の事業は、学長の強力なリーダーシップの下で、全学必修科目の新設や大規模な教育カリキュラム・組織の改革など、全学的に地域を志向した教育・研究・社会貢献を実施することとしており、どれも自治体との課題の共有・強固な連携関係が認められる。また、その達成目標や実施計画も具体的かつ実効性がある。」

- ②「来年度も新規採択していただくことを強く期待している。今回採択されなかった大学等においては、自治体との連携を強固にした上で、学長のリーダーシップの下、学内で真摯に議論し、大学等が「地（知）の拠点」となることの意義について大学全体で再度検討していただきたい」
- ③「今回、本委員会は…①地域と地域課題の設定の適切性、②地域課題を踏まえた地域を志向した教育・研究・社会貢献の達成目標・取組の実現可能性、③学内の実施体制の整備、④自治体との組織的な連携の実質性の観点を考慮して選定を行った。」

「地（知）の拠点整備事業」が求める申請大学への要求水準、実際に申請し採択された大学の事業内容や推進体制等から見て、本学の実態は程遠く、申請を断念した判断はやむを得なかつたと考える。

しかし、いうまでもなく「地（知）の拠点整備事業」に採択されることだけが大学の社会貢献活動の目標ではない。とくに同事業が求めるキャンパス所在自治体との濃密な連携は、何故地元自治体だけなのかとの疑問が湧くし、特に財政面の連携は相手のあることであり、時間をかけて醸成すべき事柄ということともできる。

本学としては、「地（知）の拠点整備事業」への申請には至らなかつたものの、本学なりのペースで、これまでの活動の弱点や課題を克服して継続・発展を進めることで、教育基本法や学校教育法で定める第三の使命（社会貢献）を果たしていく道を歩むべきであろう。そのような頭の整理をしたうえで、若干の提案を以下のようにしてみたい。

## 2 大東文化大学の社会貢献の方向と方策

本学が実施している教育面・研究面・社会貢献面の活動のうち全学的・組織的な活動の主なものについて、今後の方向と方策に関する私見を提起したい。

## (1) 教育面の活動

### ア 東松山キャンパスでの活動

東松山市と本学との共同研究は、既述のように2012年度から2年間実施したもの、同市側から当面休止したいとの申し入れがあり（理由は後述）、その代わりの措置として東松山キャンパスでの授業に東松山市職員を派遣できなかいかという打診があって開始された。東松山キャンパス所在の国際関係学部の新里教授によれば、2014年度からProject Based Learningという方式（授業名は国際関係特殊講義「地域文化の探求」2単位）で、自治体等が提起した課題を学生グループ（1グループ5～6名で数グループ編成）が解決策を検討し、課題提起者側にプレゼンテーションを行う授業を導入している。

初年度の2014年度は東松山市役所文化スポーツ課から「若いみなさんがウォーキングに参加したり、実践したりする『ウォーキングのまち東松山』を全国に発信するためにはどうしたらよいか」をテーマに受講学生20名が4回の授業（1回目課題出し、2回目質疑応答、3回目中間報告への市役所職員コメント、4回目市長等の幹部への最終報告会）を行い、市役所職員延べ20名が授業に参画している。学生は授業以外に市役所を訪問してヒアリング調査などを行い、市役所側もそれに積極的に対応してくれているとのことであり、学生の反応は概して座学には見られない積極性がみられたとのことである。

このほか、政治学科の地方自治論（土岐教授）でも、2014年度から2回（1回目は「東松山市の財政」2回目は「東松山市議会」）授業に東松山市担当職員の方がきていただき実情や具体的な課題などを講義している。

こうした具体的な地域の政策課題をとりあげて学習するしくみは、今後、可能であれば他の学部生も参加させていただき、東松山キャンパス（全学部1～2年生が所属する）全体の教育面の社会貢献活動として定着させる方向が望まれる。

#### イ 板橋キャンパスでの活動

現時点（2014年夏）で、アで述べた東松山キャンパスのように、板橋キャンパスで板橋区の政策課題を学生が学習して単位取得ができる仕組みはできていない。この点に関しては、筆者の所属する政治学科においては、板橋区職員数名がオムニバス方式で政治学科学生に同区の行政上の課題を講義する「地域政策総合研究」を2016年度から開講すべく学則改正等の準備をしている。これを、他の学部・学科の学生も受講できるようにして板橋キャンパス所在の学部等の学生が地元板橋区の政策課題を勉強し単位を取得できるしくみにしていくことが望まれる。

本学大学院法学研究科においては、板橋区職員によるオムニバス方式の講座（政治学特殊講義Ⅱ。通年4単位。板橋区職員4名は法学研究科の非常勤講師に任命され1人年間6～7回の講義を担当。これも後述する地域デザインフォーラムの副産物である）がすでに開講されているが、大学院だけではなく学部においても開講するとした場合には、担当する区側職員の負担や開講時間（学部での夜間開講は無理で、一方で昼間開講は板橋区職員側が無理のため土曜日の開講になる予定）の関係から講師（板橋区職員）の人数は限定される可能性があるが、何らかの工夫をして学部での開講を実現することを期待したい。通年科目が無理であれば、半年ものにしてもよく、また主担当は専任教員として年間数回、東松山市職員が行っている様に区役所行政を説明する仕組みでもよい。

そのほか各学部において実施している外部の組織・施設でのインターンシップ等の研修を一定期間以上のものは、できるだけ単位化していくこと、ゼミ等で地域の政策課題を毎年恒常に勉強することを奨励することも望まれる。

## (2) 研究面の活動

### ア 板橋区との共同研究（地域デザインフォーラム）

本学と板橋区とは協定を結び、2000年度から共同研究（地域デザインフォーラム）を行ってきてている。2年間を1期として双方からそれぞれ5～10名程度の研究員を出し合って双方の関心のあるテーマを研究してきた。詳細は本学の地域デザインフォーラムのホームページ欄にゆづるが、これまで研究結果の報告書にあたるブックレットをNO.24まで刊行してきている。

現在第6期の研究が進行中であり、板橋区からの提案があった「人口減少社会における地域行政のあり方」をテーマにしつつ、具体的な当面の研究内容は、高齢化率が40%程度になろうとする高島平地区が都会の限界集落にならないための施策を検討している。板橋区側5名、大東文化大学側3名（筆者も一員）の体制で進めており、2014年度中には報告書をまとめたいと考えている。

筆者は地域デザインフォーラムの発足当初から参加してきているが、発足当初は双方からそれぞれ10～15名前後の参加がみられ、テーマも3～4テーマの研究を行う大がかりな共同研究体制であった。しかし年月の経過とともに、主として大学側の参加者が減少し、地域連携センター所長等が個別に参加依頼をしなければ参加者が得られない状態に陥っている。一方板橋区側は本研究への参加を職員の研修の一環としてとらえ（担当部署は人事課）、希望者が少ないとときには各部署に研修員を推薦させる方法を取っているので人数の減少はなく、毎期原則として4～5人の別人が新しく参加している。

大学側の参加者が減少してきた原因は、参加を奨励・推進する体制がなく、個人の意欲に任されていることと、参加しても板橋区の実務家と知り合って共同研究することや地域の政策課題の研究自体に価値を見出す以外はメリットが乏しく、教育研究面の本来業務に付加した負担感を感じる場合もあることである。研究会の開催時間を、板橋区職員の都合を考えて平日の夕方以降にしていることも負担に感じる向きもあるろう。

こういうこともあって第5期までの大学側参加者は徐々に特定の者に収斂されて減少したことから、いったん2年間ほどの中断期間を設けたが、地域連携センター所長である筆者がいるうちに第6期（2013年度～2014年度）を再出発しておこうと考えて、既述したテーマで現在研究が再出発している。再出発にあたり学部長会議に出席して参加者を公募したが応募者がなく、筆者からの個人的呼びかけに応じた経済学部教員1名、法学部教員1名と筆者の3名で板橋区側に対応している。

地域デザインフォーラムのしくみを今後とも本学の社会貢献面の貴重な財産として継続していくのであれば、参加する教員への何らかのインセンティブを考えるべきと思われ、これについては後述する。

#### イ 東松山市との共同研究

東松山市に森田市長が新しく着任した4年ほど前に、本学との広い連携を望んだことから、その一環として、すでに板橋区との間で実施している地域デザインフォーラムのような形を提案し、2012年度から二つのテーマで共同研究を開始した。テーマは東松山市側が提案した「中心市街地活性化方策」と「農業振興方策」であり、それぞれのテーマに双方から3～4人の研究員が所属し、テーマに関する近隣の先進自治体等への視察等を行って2013年度に簡単な報告書をまとめた。

1期2年を実施しただけで休止を提案してきた東松山市側の理由は明確ではなく以下は筆者の個人的な推測になるが、主たる理由は同市がこの共同研究を板橋区のように職員研修の一環としてとらえず、有識者による提言を得る審議会的な役割（大学側研究員が有識者で市側研究員が事務局員）ととらえたところにあるのではないかと考えている。

その証拠に市側の研究員は、板橋区のように、テーマに無関係な職員ではなく、テーマに関する部署の現・旧職員が中心であった。テーマに関してすでに知識・経験をもっている職員からすれば、大学側の研究者は有識者と

いうよりも素人の評論家のようにみえて、共同研究の意義に疑問をもったのではないかと考える（それ以外の理由も推測されるが省略する）。共同研究の休止は東松山市側から申しだされ、その替わりに職員を本学の授業に数回派遣するしくみ（（1）で既述）が提案された。職員の本学への派遣は森田市長の発案によるとのことであった。

東松山市側の意向が、職員の授業への派遣の方が研修効果が高いと考えるのであれば、無理に共同研究の仕組みを維持する必要はなく、当面は授業への職員の参画機会を増やしていくことでよいのではないかと考える。2014年度に行なった国際関係学部のPBL方式の授業や政治学科の地方自治論への派遣が、さらに同市のより広範な政策課題を対象にして行われることを期待したい。

### （3）社会貢献面の活動

#### ア オープンカレッジにおける公開講座の拡充

本学地域連携センターが所管し、主に大東文化会館と東松山キャンパス内で開催しているオープンカレッジは受講者数も安定的に推移しており、本学の社会貢献を代表する活動である。

しかし開講講座の内訳をみると、語学、書道等、受講者の趣味や実益に資するものの人気が高く、文学、歴史、法律、経済、政治などの一般的な教養講座の開講はせっかく講師がいながら開講に至っているものは少ない。

このため、オープンカレッジの開講講座の幅を広げる努力が求められる。この点で筆者の属する政治学科等の教員4人で一般市民が気楽に政治に関心を持ってもらうための講座（名称を「日本政治よもやま話」としオムニバス方式で8回開講することとした）を2013年秋に公募したが応募者は0であった。このため1回限りの無料講座（筆者が担当）を開講してどのような内容かをサンプル的に理解してもらおうとしたところ20人強の受講生の参加が見られた。これに気をよくして2014年春のオープンカレッジで再公募したが2

名の応募しかなく開講基準に達しないため開講はできなかった。

こうした経験からみれば地域住民の方々は、自己の趣味や実益につながる語学、書道等には受講料を惜しまないが、文学、歴史、法律、経済、政治のような一般的な教養講座には「受講料を払ってまで聴かなくとも…」という消極姿勢があるものと思われる。

今後もこうした分野については、受講料（1回2000円前後）を他の講座並みに設定するのでは受講者が増加するとは思ないので、語学、書道等の既存受講者への無料付加サービスとして単発的に開講するなどの工夫をして、オープンカレッジ分野における本学の社会貢献の幅を広げる努力を継続すべきと考える。

ちなみに板橋区教育委員会が本学と共同で隔年開催し、本学側は各学部の持ち回りで開催している共催講座（5日間程度開催。直近では2013年秋に環境創造学部が担当）では受講料が低廉（教育委員会が講師謝金を支払う）なこともあり例年100人を超える多くの住民の参加がみられる。

このように、オープンカレッジの講座の拡充に協力する教員に対しては、（受講料収入は得られないものの）その努力を評価し何らかのメリットを教員に与える工夫（後述）が必要ではないかと考える。

#### イ 学生による社会貢献活動

学生による社会貢献活動は学内で様々なルートで対象も多く行われているが、全学的な組織的活動の一つに東松島市の被災者への支援活動がある。これは東松山市が1字違いの被災地である東松島市に職員を派遣しつつ、市内の在住企業等にも支援活動を要請したことに本学が応えて実施しているもので、2012年度は相撲部が秋祭りチビッコ相撲として参加し、2013年度は管弦楽団が復興応援コンサートとして開催し、2014年度も管弦楽団が同一名称のコンサートを開催している。こうした精神面の支援活動を求めているといわれる仮設住宅入居者等が200人近く来場してくださり、本学の社会貢献活動

として地道な評価を得ているものと考える。

筆者は今年度、ゼミ3～4年生30人近くを引率してコンサート開催の手伝いをしながら会場を見せてもらう機会があったが、仮設住宅居住者等を少しでも応援・慰問したいという学生・職員の気持ちが伝わるよい機会であった。もちろん、学生への教育的見地からもきわめて適切な活動と評価できる。あらためて管弦楽団の学生の方や顧問の職員の方、周到な準備をして下さった地域連携センター職員の方々の努力に感謝したい。

本学は、この活動のために職員人件費以外にバス代、宿泊費等でかなりの出費をしているが、そのコスト以上の成果があるのではないかと考える。今後、管弦楽団以外にも他のクラブ活動等からの参加が望まれるとともに、被災地への支援活動を継続しようとする本学全体の取組姿勢を維持する必要がある。

余談であるが、コンサート翌日には東松島市側が管弦楽団とゼミの学生を対象に市内の被災・復興状況を案内して下さったが、説明してくれた復興政策課長さんは自らも娘さんをなくされた遺族とのことであり、「『津波テンデング』の教え（他人にかまわず自分だけでもまず逃げろ、という教え）は机上の空論で、人間であれば他人を見捨てることはできないですよ」と言いつつ、隣の高齢者を助けようとして亡くなった娘さんの姿を本学学生に重ねていたのが印象的であった。この課長さんの姿は、学生に苦しみに負けずに復興に貢献しようとする公務員の実例として強く印象に残ったと思われる。

このほかにも学生の社会貢献は、運動関係のクラブによる周辺地域の小学生等へのスポーツ指導や催事への協力などが多い。またスポーツ健康学部教員等による地元住民等への健康指導なども評価されており、こうした活動を組織的・体系的に組みなおしていくことが全学的な課題と考える。

### 3 今後の活動の拡充にむけて

本学における教育面、研究面、社会貢献面にわたる活動のさらなる拡充の

ために二つの提案をして本稿の結びとしたい。

### (1) 全学的な推進体制の整備

第1は、全学的規模での活性化を推進するためには、トップの強いリーダーシップの下での全学的な推進体制を早急に整備することである。地域志向活動の構成比の低い学部・学科などの活性化はもとより、その他の学部学科においても特定教員に依存しない幅広い参画を確保する必要があるが、これらの課題はかけ声だけで実現するのもではない。

とくに教育・研究面での活動の拡大は教学内容にかかる実質的な決定権をもつ学部教授会等の決断が必要である。学部教授会の腰を上げさせるためには、例えば学長を本部長とし、学部学科の代表からなる推進本部を組織して、全学的な方向付けやチェックをおこなう仕組みを確立することが急ぐべき課題である。現在、全学的な組織として地域連携センターがあるが、各学部の教育・研究面にまで立ち入った調整等を行なえるような立場ではなく、そのためには学長をトップとする推進体制が有効と考える。

同本部またはその下の組織が、個々の学部・学科ごとの問題点や課題を提示したり相談に対応して支援していくしくみが有効な方策ではないかと考える。毎年の学部学科ごとの改革・改善状況の成果をチェックして全学的に統一的な視点から評価するためには、目標対実績の評価手法が有効と考える。一例ではあるが、学部学科ごとの専任教員の構成比（上記表1の最下欄）を、活動にかかる学部別構成比（同表の下から二番目の欄）の目標値にして定期的に実績と対比するなどして、3～5年計画等で全学的な推進を図る手法が有効と考える。

### (2) 教職員へのインセンティブ

第2は、特定の学科や教職員に依存せずに幅広い教職員の参画が得られるようにして質量両面での拡充をはかるための工夫である。多くの活動が、授

業コマ数の外枠となったり時間外の活動となることが予想されるため、活動に参画したり、努力をする教職員への何らかのインセンティブを設ける工夫が必要である。

ここで一つの参考となる事例がある。政策研究大学院大学は、学部を持たない大学院だけの国立大学であるが、同大は教員の活動領域を、大学運営、教育、研究、社会貢献に4区分して、各教員の区分ごとの活動ポイントと学内順位を本人に通知している。さらに、このうち大学運営、教育、研究の3領域には各教員の活動実績のポイントに基づき、勤勉手当の増額や個人研究費の追加配分、特別手当の支給などを行っている。なお、社会貢献には学内順位の通知だけで優遇措置を設けない理由は、同大学の設置目的である国や地方の公共政策の研究、国内外の公務員のリカレント教育等の趣旨から見て、所属教員の社会貢献活動は当然視されていることと、社会貢献活動では多くの場合に外部から謝金等が支給されることを理由にあげていた。

優遇措置の内容を見ると、まず、大学運営面の判断基準は、役職就任数、学内会議の委員数、事業の企画・運営担当数などの個人別ポイントを集計し、教員全体の管理職（同大では研究科長）と評価担当学長補佐の両名からの報告にもとづき学長が決定する。結果は年末の勤勉手当の成績率の査定に反映することとし毎年度2～3名（同大は常勤教員80名）を対象に加算している。

次に教育面の判断基準は、担当講義数、受講学生数、博士・修士課程の研究指導数、主指導学生数、講義へのアンケート結果などのポイントを集計し、教員全体の管理者（研究科長）と評価担当の学長補佐の両名からの報告にもとづき学長が決定する。結果は、個人研究費の追加配分とサバティカル研修対象者の資格要件の緩和（二度目のサバティカル研修への禁止期間の短縮）、翌年度又は翌々年度の担当講義数の負担軽減などの中から、毎年度3名以内を対象に実施している。

最後に研究面については、大学運営面と教育面の評価が2011年度から実施されていたのに対して2年遅れの2013年度から実施されている。研究面の判

断基準は、著書数、論文数（査読の有無で差異）、学会・国際会議等での報告数、外部資金獲得数、受賞・特許数等であり、研究担当副学長等と研究分野ごとに選出された委員から構成する「研究ポイント評価委員会」が候補教員を学長に報告し、学長が決定する。対象者には特別手当が支給されるが、その金額は大学運営面の優秀者への勤勉手当の加算額に準じて算出することとされ、毎年度4名以内を対象に実施している。

同大は政策研究を専門とする大学院大学であり、学部を中心とする文科系総合大学の本学とは相当性格が異なるが、教員の各分野の活動を評価して優秀者には何らかのメリットを与えようとする考え方は、十分参考になるものである。

現在の本学では、大学運営面では一部の幹部・管理職等に手当を支給するほか授業担当面の負担軽減措置が取られているが、一般の教員が教育面、研究面、社会貢献面で追加的な負担をしても何らのメリットも与えられていない。これでは、広範な教員による持続的な社会貢献活動を期待することは無理である。

本学の社会貢献活動が、特定の学部・学科や特定の教員だけのものにせずに、裾野の広い活動にしていくためには、上述した事例を参考にするなどして適切なインセンティブのしくみを早急に導入することが望まれる。

### まとめ

教育基本法・学校基本法の改正で、大学は教育・研究だけではなく、その成果を社会に還元することが法的な使命に位置づけられた。それを誘導するためにも文部科学省は「地（知）の拠点整備事業」を2か年度にわたって実施した。

本学では、同事業への申請可能性を探るために地域志向活動基礎調査を初めて実施したが、対象事案を限定的にとらえた学部があったほか、特定の学部学科や教員への偏りなど濃淡まちまちであり、体系的・全学的な活動に

なっていない状況が見られた。また、「地（知）の拠点整備事業」については、その採択要件が、キャンパス所在市町村だけを対象地域にしていること、地域の政策課題の学習を全学的な必修単位にしなければならないこと、地元自治体からの財政的な支援等の強力な連携などがネックとなっていた。

「地（知）の拠点整備事業」は2か年だけの特例措置で終わったが、本学は本学らしい社会貢献の道を着実に歩まなければならない。そのための基盤となる個別活動は、すでに学内にいくつかあり、それを核として全学的・体系的な活動に拡充していくことが期待される。

今後の全学的・体系的な活動の拡充のためには、学長を本部長とする全学的な強い推進体制の確立とともに参加教職員へのインセンティブの付与などの工夫が不可欠である。とくに教職員の追加的負担にとどまっている活動を逆に優遇に変えれば、その効果は大きいのではと考える。

以上が、筆者が、本学地域連携センター所長を3年間務めさせていただいた後の端的な感想である。本稿で紹介した「地（知）の拠点整備事業」の採択大学のような体系的、全学的、地域との強固な連携をもった活動は理想であろう。その姿にはすぐに至らなくとも、本学には、板橋区、東松山市、その他の協力的な自治体があり、また高島平団地のような都会の限界集落になりかかっている教育・研究・社会貢献の対象地域がある。そして何よりも社会貢献活動に関心を払ってくれる学生と教職員がいる。背伸びをせずに、着実に歩まなければならないと思う。（2014.8.27記）